



鳥取県公報

平成 29 年 4 月 21 日 (金)
第 8 8 9 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施 (330) (くらしの安心推進課) 2
	指定代理納付者の指定 (331) (会計指導課) 2
◇ 議会告示	鳥取県議会情報公開条例の運用状況 (4) (議事・法務政策課) 2
◇ 公 告	狩猟免許試験の実施 (緑豊かな自然課) 3
	狩猟免許の更新に係る適性試験等の実施 (〃) 4
	平成29年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課) . . . 6
	警備業法に基づく検定の実施 (2 件) (警察本部生活安全企画課) 10

告 示

鳥取県告示第330号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
倉吉市	平成29年6月1日（木）	午前10時から 午後3時まで	倉吉市葵町722 倉吉市役所
〃	平成29年6月6日（火）	〃	〃
〃	平成29年6月9日（金）	〃	〃
〃	平成29年6月13日（火）	〃	〃
〃	平成29年6月16日（金）	〃	〃
〃	平成29年6月20日（火）	〃	倉吉市関金町大鳥居193-1 倉吉市役所関金庁舎

鳥取県告示第331号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成29年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
株式会社イーコンテックス	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5-7	インターネットを利用して納付するふるさと納税	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社	東京都港区東新橋一丁目9-2	〃	〃

議 会 告 示

鳥取県議会告示第4号

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第32条の規定により、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年4月21日

鳥取県議会議長 斉 木 正 一

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況						
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ	処理中
12件	2件	10件					

2 審査請求の件数及び処理状況

該当なし

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成29年 4 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの

2 実施期日等

実施期日	時間	場所
平成29年 7 月 2 日（日）	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで	米子会場 米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂ほか
平成29年 7 月 30 日（日）	”	鳥取会場 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂ほか
平成29年 8 月 27 日（日）	”	倉吉会場（1回目） 倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか
平成29年12月 3 日（日）	”	倉吉会場（2回目） 倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか

なお、希望する試験日の会場が定員を超えた場合は、他の会場での受験を依頼する場合がある。

3 試験

(1) 科目

ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）

イ 知識試験（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識）

ウ 技能試験（猟具の取扱い又は判別及び架設、距離の目測及び鳥獣の判別）

(2) 時間

6 時間 30 分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、住所地を所管する東部生活環境事務所又は総合事務所に持参し、又は郵送すること。

(1) 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1 枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項の規定による同項第 1 号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第 40 条第 2 号から第 4 号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

(3) 82 円切手 1 枚（受験票返送用）

5 申込受付期間

平成 29 年 5 月 10 日（水）から会場ごとに次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(1) 米子会場 平成 29 年 6 月 21 日（水）

- (2) 鳥取会場 平成29年7月19日(水)
 (3) 倉吉会場(1回目) 平成29年8月16日(水)
 (4) 倉吉会場(2回目) 平成29年11月22日(水)

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの
 ア 法第49条各号に掲げる者 2,800円
 イ その他の者 4,300円
 (2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの
 ア 法第49条各号に掲げる者 3,900円
 イ その他の者 5,200円
 (3) 納付方法

(1)及び(2)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

詳細については、鳥取県生活環境部緑豊かな自然課(電話0857-26-7872)又は住所地を所管する事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区分	郵便番号	所在地	電話番号
東部生活環境事務所生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3676
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9628

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成29年4月21日

鳥取県知事 平井伸治

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

(1) 東部生活環境事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成29年8月3日(木)	午前9時から 午後1時まで	八頭郡八頭町宮谷80 八頭町中央公民館大集会室	八頭郡八頭町又は若桜町に住所を有する者
平成29年8月4日(金)	〃	〃	鳥取市(平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。)又は八頭郡智頭町に住所を有する者
平成29年8月8日(火)	〃	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂	鳥取市(平成16年10月31日における鳥取市の区域に限る。)に住所を有する者
平成29年8月9日(水)	〃	〃	鳥取市(平成16年10月31日における岩美郡国府町及び福部村並びに気高郡気高町、鹿野町及び青谷町の区域に限る。)又は岩美郡岩美町に住所を有する者

			者
--	--	--	---

(2) 中部総合事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成29年8月1日(火)	午前9時から 午後1時まで	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂	倉吉市又は東伯郡に住所を有する者

(3) 西部総合事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成29年7月28日(金)	午前9時から 午後1時まで	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂	米子市、境港市又は西伯郡に住所を有する者
平成29年8月2日(水)	〃	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター会議室棟大会議室	日野郡に住所を有する者

なお、該当する会場により難しい者については、住所地を所管する事務所の担当課に申し出て承認が得られた場合は、(1)～(3)に掲げる他の会場において適正試験及び講習を受けることができる。

(4) 上記(1)～(3)の会場で更新できなかった者

実施期日	時間	場所	対象者
平成29年9月14日(木)	午前9時から 午後1時まで	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか	(1)～(3)の会場で更新できなかった者

3 講習

(1) 科目

- ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
- イ 猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理

(2) 時間

3時間

4 適性試験

講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を所管する東部生活環境事務所又は総合事務所に持参し、又は郵送すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書
- (3) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者であつて、適正試験の免除を受けようとするものにあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した適性確認書
- (4) 82円切手1枚(受検票返送用。郵送により申請する者のみ)

6 申込受付期間

平成29年6月12日(月)から次に掲げる期日までの各日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

- (1) 東部生活環境事務所管内 平成29年7月27日(木)

(2) 中部総合事務所管内 平成29年7月25日(火)

(3) 西部総合事務所管内 平成29年7月21日(金)

また、2の(4)の会場については、平成29年8月10日(木)から平成29年9月7日(木)までとする。

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許更新手数料 2,900円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、鳥取県生活環境部緑豊かな自然課(電話0857-26-7872)又は住所地を所管する事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区分	郵便番号	所在地	電話番号
東部生活環境事務所生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3676
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9628

職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、平成30年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成29年4月21日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

1 試験の名称

平成29年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類		採用予定者数
事 務	一般コース	16名程度
	環境コース	1名程度
	総合分野コース	10名程度
社会福祉	福祉コース	2名程度
	手話コース	1名程度
総合化学	食品化学コース	1名程度
薬 剤 師	公衆衛生コース	1名程度
農	業	5名程度
林	業	4名程度
土	木	5名程度
獣	医 師	7名程度
畜	産	1名程度
建	築	2名程度
警	察 行 政	2名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

(1) 警察行政以外

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

(2) 警察行政

警察本部等に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額184,400円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 薬剤師（公衆衛生コース） 昭和57年4月2日以降に生まれた者

イ 獣医師 昭和42年4月2日以降に生まれた者

ウ ア及びイに掲げる職以外のもの

(ア) 昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者

(イ) 平成8年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成30年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認めるもの

(2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
社会福祉 (福祉コース)	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は平成30年3月31日までに取得する見込みの者であること。
社会福祉 (手話コース)	次のいずれにも該当する者であること。 ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は平成30年3月31日までに取得する見込みの者であること。 イ 次のいずれかに該当する者又は平成30年3月31日までに該当する見込みの者であること。 (ア) 厚生労働省公認の手話通訳技能検定試験に合格し手話通訳士の資格を取得した者 (イ) 都道府県等で手話通訳者として登録された者 (ウ) 市町村等で手話奉仕員として登録された者 (エ) 社会福祉法人全国手話研修センターが実施する全国手話検定試験で1級を取得した者 (オ) 特定非営利活動法人手話技能検定協会が実施する手話技能検定で2級以上を取得した者
総合化学 (食品化学コース)	食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項第1号に規定する都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（平成27年4月1日前に厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設を含む。）において、所定の課程を修了した者又は平成30年3月31日までに所定の課程を修了する見込みの者であること。
薬剤師 (公衆衛生コース)	薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条の規定により薬剤師の免許を受けた者又は平成30年4月30日までに受ける見込みの者であること。ただし、第102回（平成29年）以前の薬剤師国家試験の合格者については、平成30年3月31日までにこの免許を取得する見込みの者であること。
獣医師	獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定により獣医師の免許を受けた者又は平成30年4月1日までに受ける見込みの者であること。

(3) 警察行政以外の職種の試験を受ける者であって日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成30年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

(4) 警察行政の試験を受ける者にあつては、日本国籍を有すること。

6 第1次試験

(1) 試験種目

ア 事務(総合分野コース)及び警察行政以外

教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式又は記述式)、論文試験及び適性検査

イ 事務(総合分野コース)

教養試験(多肢選択式)、エントリーシート、論文試験及び適性検査

ウ 警察行政

教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式)及び適性検査

(注) 警察行政以外の職種については、論文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、論文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。また、エントリーシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用する。警察行政については、適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、検査結果は第2次試験の人物試験の参考及び採用候補者の決定に使用するものとする。

(2) 試験期日

平成29年6月25日(日)

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

立教大学池袋キャンパス5号館 東京都豊島区西池袋三丁目34-1

関西大学千里山キャンパス第2学舎2号館 大阪府吹田市山手町三丁目3-35

7 第2次試験

(1) 試験の実施

警察行政以外の職種については人事委員会が実施し、警察行政については第2次試験以降の採用候補者発表の手段を含め、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

ア 警察行政以外

人物試験(集団討論及び個別面接)

イ 警察行政

人物試験(個別面接)、論文試験及び身体検査

(3) 試験期日

ア 警察行政以外

平成29年7月下旬から8月上旬(予定)

イ 警察行政

平成29年8月8日(火)(予定)

(4) 試験会場

ア 警察行政以外

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

イ 警察行政

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第 1 次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第 1 次試験合格者

ア 事務（総合分野コース）以外

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、警察行政以外にあっては論文試験又は適性検査を、警察行政にあっては適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

イ 事務（総合分野コース）

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）とエントリーシートの得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）には、一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、エントリーシートの採点は行わず、不合格とする。

また、論文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

(2) 採用候補者

ア 警察行政以外

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）の得点（事務（総合分野コース）にあっては、エントリーシートの得点）にかかわらず、第 1 次試験において実施する論文試験と第 2 次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

イ 警察行政

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する適性検査の結果と第 2 次試験の結果により決定する。

9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成29年7月6日（木）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成29年8月下旬（警察行政は同年9月5日（火））（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎（警察行政は警察本部庁舎）の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 警察行政以外の職種に係る採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。

人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

(2) 警察行政に係る採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況も考慮しながら、同名簿に登載された者のうちから採用者を決定する。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成30年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用す

ることもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成29年5月2日（火）午前0時から同月17日（水）午後12時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成29年5月2日（火）から同月22日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成29年5月22日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.lg.jp）に行うこと。ただし、警察行政に係る第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第1次試験の合格発表以降の日程は、予定であり、変更される場合があること。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成29年4月21日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 検定に係る警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務 1級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成29年 7 月 25 日（火）午前 9 時 30 分から午前 11 時まで

(2) 実技試験

平成29年 8 月 26 日（土）午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

30名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 交通誘導警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

(2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

平成29年 6 月 19 日（月）から同月 23 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

(4) 6 の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面

(5) 6 の(2)に該当する者は、1 級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、14,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼

り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成29年4月21日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務 2級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
平成29年7月25日（火）午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
平成29年8月27日（日）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員
30名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
平成29年6月19日（月）から同月23日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所地を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、14,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110（代））にすること。